

親子で体験！里山の魅力ふれあいプロジェクト業務委託に関する仕様書(案)

1 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する親子で体験！里山の魅力ふれあいプロジェクトに係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日までの期間

3 委託業務の内容

(1) 里山の魅力ふれあいワークショップの企画・運営

ア 事業の対象地域は、県北地方8市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）とし、県北地域に関連する特産品等を活用したワークショップを開催し、参加者が生産者の思いや体験を聴くイベントを3回程度、企画・運営すること。

イ ワークショップは、地域資源（ひと・もの）に参加者が直接触れることで地域に対する理解や愛着が深まるよう工夫すること。

ウ 地域資源（ひと・もの）は、小学生が理解できるものを選定すること。

エ 参加者は各回親子（小学生）10組程度とすること。ただし、状況等に応じて、甲と協議の上、人数を変更することも可能とする。

オ 開催場所は、管内の各市町村から参加できるよう工夫すること。

(2) 広報及び参加者希望者の対応

ア ワークショップの開催に当たっては、チラシ等を作成し、県北管内小学校への配布やSNS等を活用した効果的な広報により、参加者の募集を行うこと。

イ 参加を希望する者の問い合わせ窓口を設置すること。

(3) 事業成果の把握・とりまとめ

参加者に対しアンケート等を行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

4 成果品

事業実施報告書

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届
- ・総括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了報告書
- ・収支決算書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

- (1) 本委託業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。